

第Ⅷ章 特別支援学校教育実習要項

I	特別支援教育について	165
1	特別支援教育	165
2	障害のある子供の教育支援	165
II	知的障害教育について	168
1	知的障害の特徴	168
2	教育課程の編成	169
3	教育課程の特徴	170
4	授業時数等	171
5	指導の形態と指導計画	172
6	学習上の特性及び指導上の配慮事項	173
7	教育的対応の基本	173
8	実際の学習指導に当たって	173
9	学習指導案例	175
10	資料	186

I 特別支援教育について

1 特別支援教育

さまざまな原因によって、思考、言語、情緒などの面や、手、足、目や耳などに障害のある児童生徒がいる。これらの障害等により、小・中学校等の通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、その障害の種類や程度等に応じて、特別な配慮のもとにきめ細やかな教育を行い、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指していく必要がある。

このような障害に配慮した教育は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室等において行われている。ここでは、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等を考慮し、少人数による学級編制、手厚い教職員配置、障害に配慮した教育課程編成など、様々な工夫と配慮のもとに《生きる力》を育み、自立と社会参加に必要な力を培う指導が展開されている。特に、近年、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が一層進んでいる状況にあり、これまで以上に、一人一人に応じた教育の推進が強く求められている。

(1) 特別支援学校

特別支援学校（以前の盲学校、聾学校、養護学校）は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

これらの学校では、小学部や中学部のほか、学校によっては幼稚部や高等部も設置されており、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、併せて、幼児児童生徒の障害に基づく学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養うことを目的とした教育が行われている。

また、日常生活において常時介護を必要としていることなどから、通学して教育を受けることが著しく困難な児童生徒については、特別支援学校等から教員を家庭や福祉施設、医療機関などに派遣して教育を行っている。このような教育を「訪問教育」という。

(2) 特別支援学級

特別支援学級は、小・中学校等において、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級で、次に該当する児童生徒を対象にしている。

- ☐ 知的障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 身体虚弱者 ☐ 弱視者
- ☐ 難聴者 ☐ 言語障害者 ☐ 自閉症・情緒障害者

(3) 通級指導教室

通級による指導は、小、中学校、高等学校等において通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態で、次に該当する児童生徒を対象として行われている。

- ☐ 言語障害者 ☐ 情緒障害者 ☐ 弱視者 ☐ 難聴者 ☐ 自閉症者
- ☐ 学習障害者 ☐ 注意欠陥多動性障害者 ☐ 肢体不自由者
- ☐ 病弱及び身体虚弱者

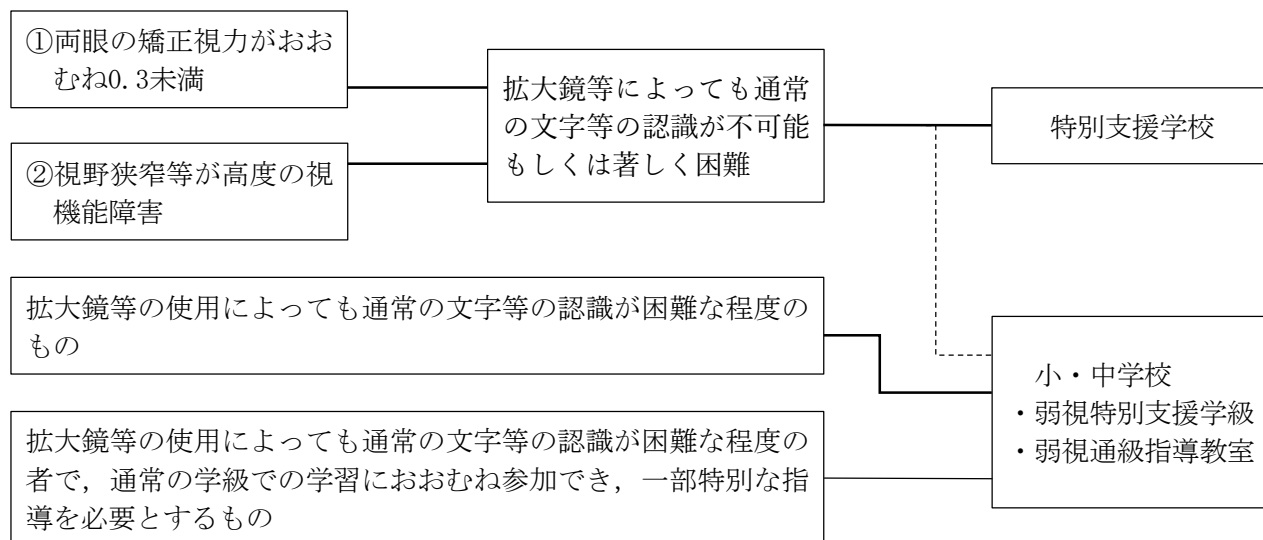
2 障害のある子供の教育支援

令和3年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を踏まえ、障害のある子供の就業先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう、従前の「教育支援資料」の改訂が行われた。また、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいということから、名称も「障害のある子供の教育支援の手引」へと改定された。

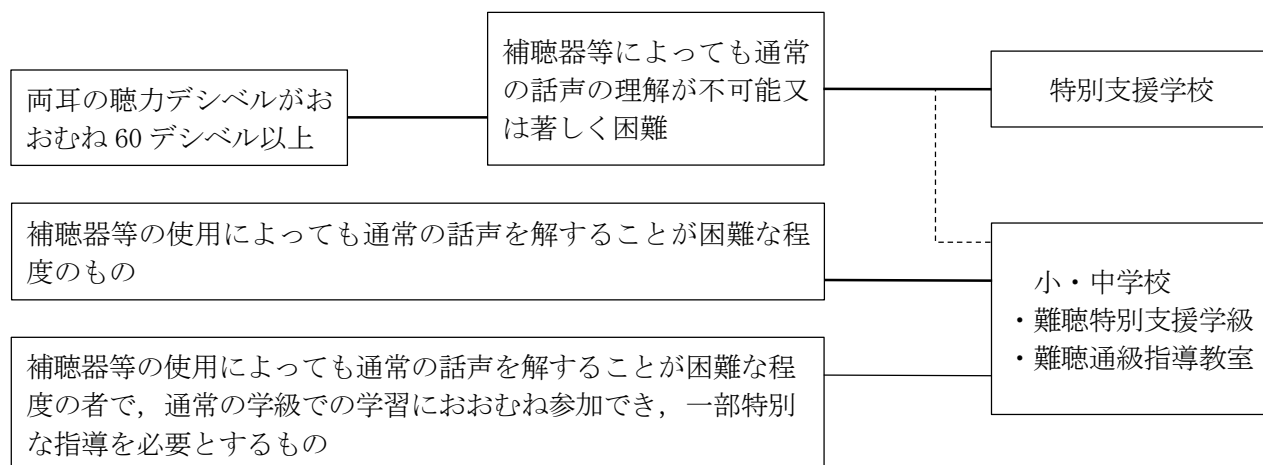
この手引きでは、障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が示されている。

【学校教育法施行令第22条の3等の図式化】

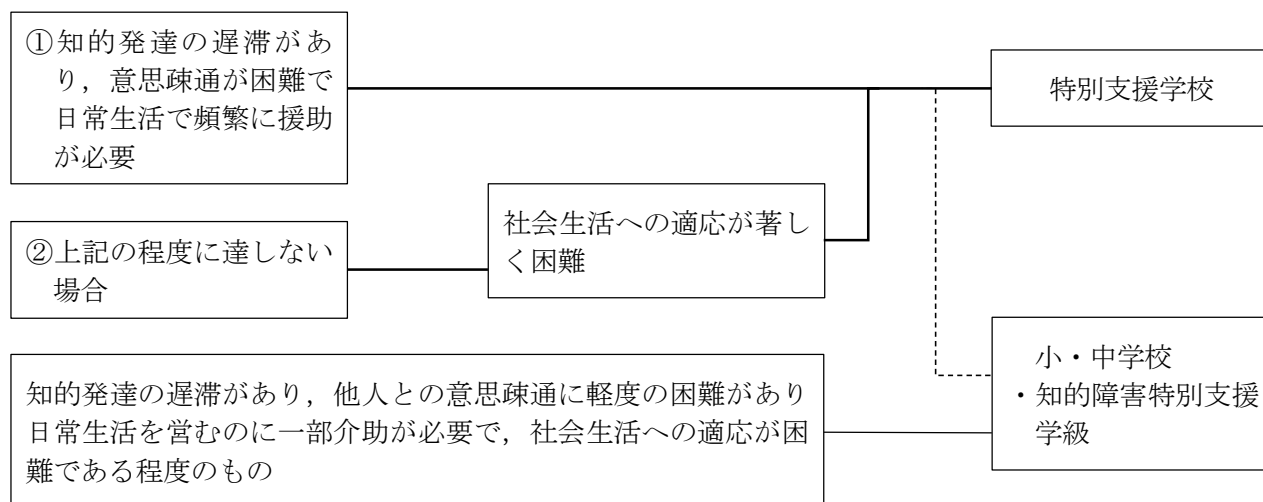
○ 視覚障害



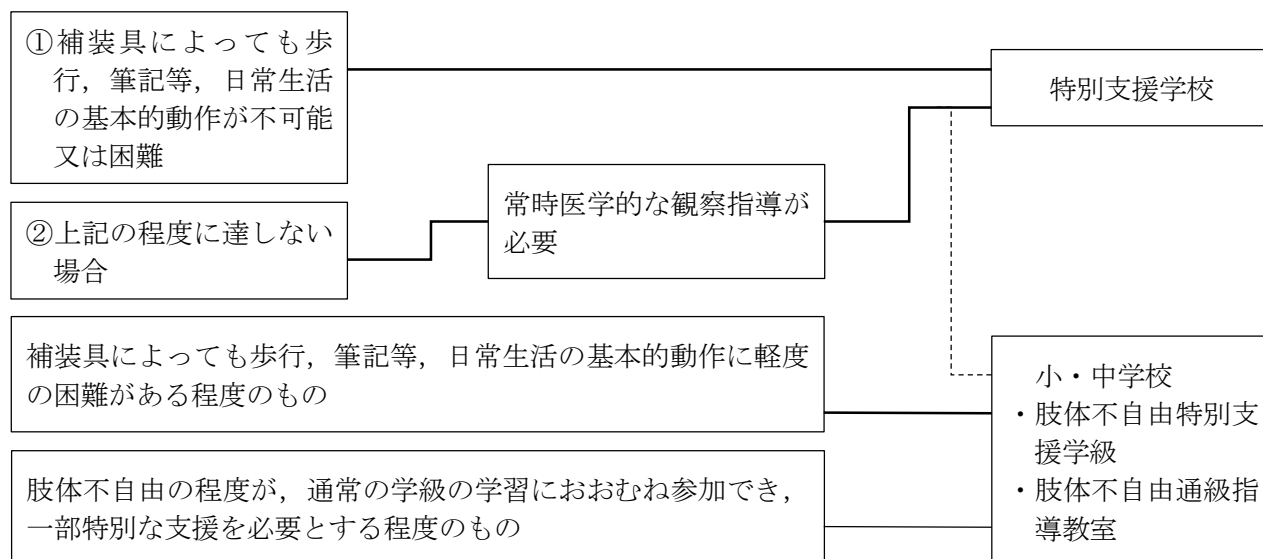
○ 聴覚障害



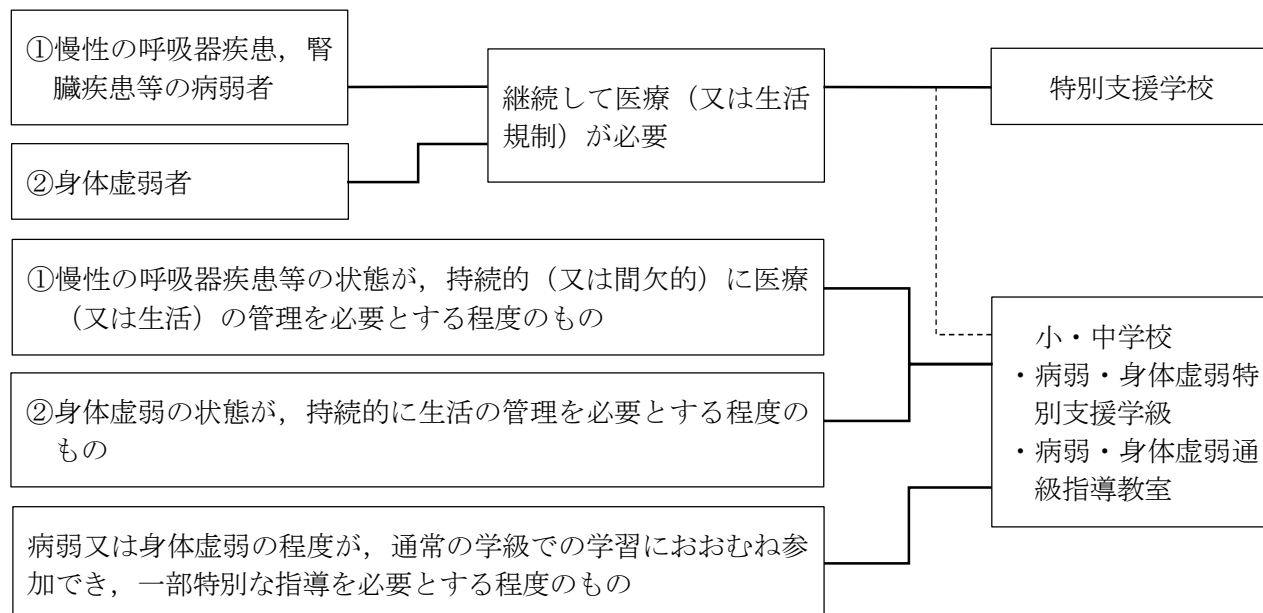
○ 知的障害



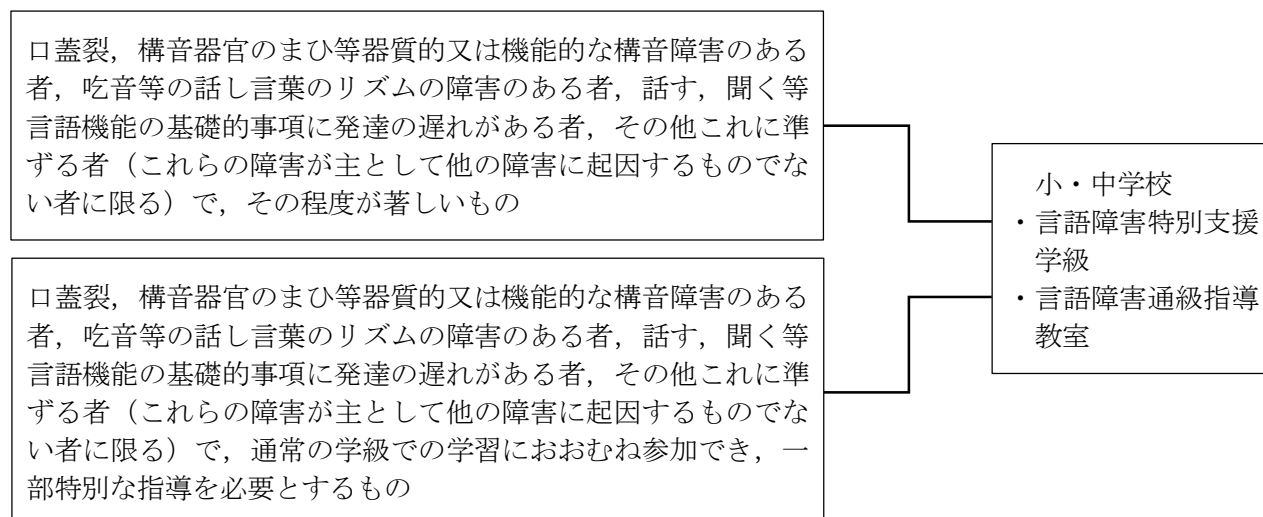
○ 肢体障害



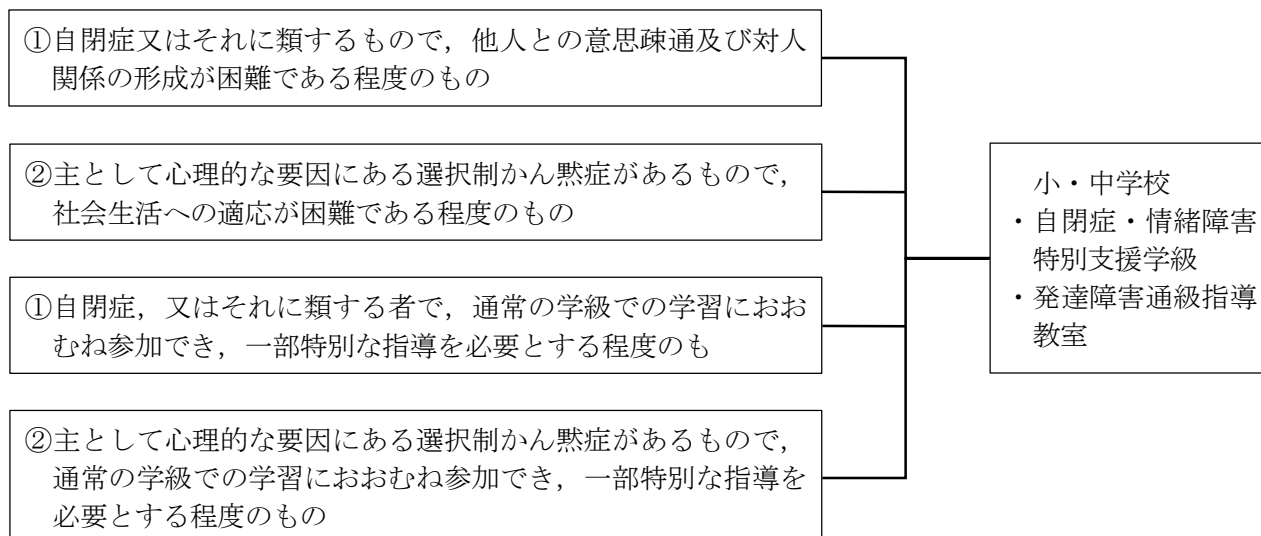
○ 病弱・身体虚弱



○ 言語障害



○ 自閉症・情緒障害



Ⅱ 知的障害教育について

1 知的障害の特徴

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものを言う。

「知的機能の発達に明らかな遅れ」がある状態とは、認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかな状態である。

「適応行動の困難性」とは、他人との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことであり、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障をきたしている状態である。

「伴う状態」とは、「知的機能の発達に明らかな遅れ」と「適応行動の困難性」の両方が同時に存在する状態を意味している。知的機能の発達の遅れの原因は、概括的に言えば、中枢神経系の機能障害であり、適応行動の困難性の背景は、周囲の要求水準の問題などの心理的、社会的、環境的要因等が関係している。

「発達期に起こる」とは、この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こることを表している。発達期の規定の仕方は、必ずしも一定しないが、成長期（おおむね18歳）までとすることが一般的である。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

—「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」での教育目標の記載—

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性及び心身の発達段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

2 教育課程の編成

教育課程の編成は、学習指導要領総則第2節第1に述べられているように、各学校においては、法令及び学習指導要領に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成することとなっている。教育課程編成の責任者は学校の長である校長であるが、学校は組織体であり、各教師の協力の下に行わなければならないものである。

（1）教育内容の分類形式

学校教育法施行規則第126条の2、第127条の2、第128条の2により、知的障害者に対する教育を行う特別支援学校における教育課程は、以下のように編成している。

① 小学部

- 各教科 —— 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
- 道徳科 ○ 特別活動 ○ 自立活動 （○ 外国語活動）

② 中学部

- 各教科 —— 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、（外国語）
- 道徳科 ○ 総合的な学習の時間 ○ 特別活動 ○ 自立活動

③ 高等部

- 各教科 —— 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭
外国語、（主として専門学科において開設される各教科：情報、家政、農業、工業、流通・サービス、福祉）
- 道徳科 ○ 総合的な探究の時間 ○ 特別活動 ○ 自立活動

（2）教育課程編成の実際

- ア 各教科等の教育の内容を選択する
- イ 授業時数を配当する
- ウ 授業内容を組織する

3 教育課程の特徴

(1) 教科等を合わせた指導

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基礎として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、各教科等を合わせた指導が従前から実施されている。学校教育法施行規則第130条の2に、「特別支援学校の小学部、中学部又は高学部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあっては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」と規定されている。

「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」は、これを受けて生まれた指導の形態である。

(2) 障害の状態により特に必要がある場合（「学習指導要領」第1章総則第8節第1、2）

1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階）又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。

- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年より前の内容の一部又は全部によって、替えることができること。
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
- (5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

(3) 重複障害者の場合（「学習指導要領」第1章総則第8節第3、4）

3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若

しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

(4) 訪問教育の場合（「学習指導要領」第1章総則第8節第5）

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記（2）（3）に示すところによることができる。

(5) 特別支援学級

特別支援学級の教育課程については、学校教育法施行規則第138条で「……特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、……特別の教育課程によることができる。」と規定されており、児童生徒の障害の状態に応じ、特別支援学校の学習指導要領と小学校・中学校の学習指導要領の両方を参考にして編成することになる。

4 授業時数等

(1) 総授業時数

小・中学校及び高等学校の場合、学校教育法施行規則において、授業時数に関する種々の規定が設けられているが、特別支援学校の場合、より一層弾力的に考える必要があるため、授業時数については、特別支援学校学習指導要領で規定している。

すなわち、小学部、中学部の各学年における総授業時数は、小学校、中学校の各学年における総授業時数に準ずることとし、各教科等の目標及び内容を考慮してそれぞれの年間の授業時数を適切に定めることとなっている。

（※ 標準総授業時数…小学校1年 850、2年 910、3年 980、4年～6年 1,015単位時間、中学校1～3年 1,015時間）

重複障害者や訪問教育への就学者については、特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を定めることとなっている。

また、高等部においては、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の総授業時数は各学年とも1,050単位時間を標準とし、この場合、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の目標及び内容並びに総合的な探究の時間のねらいを考慮し、それぞれの年間の総授業時数を適切に定めることとなっている。

(2) 自立活動の授業時数

自立活動に充てる授業時間数は、児童生徒の障害の状態に応じて、適切に定めることとなっている。

(3) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の授業時数

児童生徒の障害の状態や発達段階を考慮して、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部、高等部において、それぞれ適切に定めることとなっている。

(4) 年間授業時数の配当

各教科の授業については、年間35週（小学部第1学年については34週）以上に渡って行うよう計画し、児童生徒の負担過重にならないようにすることとなっている。

(5) 授業の1単位時間

各教科のそれぞれの1単位時間は、各学校において、児童生徒の障害の状態や発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、適切に定めることとなっている。

5 指導の形態と指導計画

(1) 指導の形態

知的障害特別支援学校では、指導内容を選択、組織し、配列する段階では、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の各領域に分類し、さらに各教科を生活、国語、算数、音楽等に分けている。しかし、知的発達の未分化な児童生徒に対しては総合的に学習することが適しやすいため、実際の指導を計画し、展開する段階では、指導内容を教科別又は領域別に分けない指導、すなわち、「教科等を合わせた指導」の形態が大切にされる。

教科等を合わせた指導とは対照的なものとして、「教科別の指導」「領域別の指導」がある。国語、算数、数学、音楽等の教科別に時間を設けて行うのが「教科別の指導」であり、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の領域別に時間を設けて行うのが「領域別の指導」である。

一般に、教科等を合わせた指導を主軸として、教科別、領域別の指導が補足的なものとして位置付けられている。しかし、位置付け方については、対象となる児童生徒の年齢、発達段階、学習集団における個人差の大小等の条件によって異なる。

指導計画の作成に当たっては、指導の形態別に、年間、学期ごと、月ごと又は週ごと、さらに単元ごとあるいは題材ごとの計画を立案することになる。

(2) 教科等を合わせた指導

① 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように、日常生活に必要な内容を生活の流れに沿って、実地的な状況下で指導を行う。

② 遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していく指導の形態である。

③ 生活単元学習

生活上の課題や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実地的、総合的に学習する指導の形態である。

④ 作業学習

作業活動を学習活動の中心に据え、総合的に学習するものであり、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指し、生活する力を高めることを意図する指導の形態である。

なお、中学部の職業・家庭や高等部の職業科に示す「産業現場における実習(現場実習)」を、他の教科と合わせて実施する場合は、作業学習として位置づけられる。

(3) 教科別の指導

教科別の指導では、各教科の時間を設定して各教科の内容を指導する。教科別の指導は、生活単元学習や作業学習の発展あるいは補足として位置付けられることもあるし、それぞれの教科の系統性を重視して、比較的独立した形で進められることもある。いずれの場合においても、学習効果が実際の生活に生かされるよう配慮しなければならない。

(4) 領域別の指導

① 特別活動の指導

特別活動の内容の多くは、日常生活の指導や生活単元学習等の中で効果的に指導できるが、生徒会活動等は、時間を設けて指導するのが一般的である。

② 自立活動の指導

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって、心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としている。

なお、自立活動の内容は、次の6つに大別されている。

- 健康の保持 ○ 心理的な安定 ○ 人間関係の形成 ○ 環境の把握
- 身体の動き ○ コミュニケーション

6 学習上の特性及び指導上の配慮事項

- (1) 学習によって得た知識・技能は、断片的になりやすいため、実際の生活の場で弁別したり、判断したりする力を十分発揮することができない場合がある。また、抽象度の高い内容より具体的な内容の方が学習しやすい。したがって、生活に即した活動及び具体的で実際的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導を進める必要がある。
- (2) 成功体験や生活経験が十分でない場合があることから、意欲的に活動に取り組む態度を育成する必要がある。そこで、できる限り成功経験を多くもてるように配慮し、学習活動に取り組むことの楽しさを味わえるようにするとともに、教材・教具等を子供生徒にとって魅力があるように工夫して、学習活動への動機付けを高める必要がある。
- (3) 身体、情緒、社会性の発達や障害の状態等は、学年の差以上に、個々による違いが大きいので、児童生徒の実態把握を十分に行い、個々に合わせた指導に心掛けることが大切である。
- (4) 知的発達の遅滞のほかに、行動や情緒の面でも課題があると、不安定な状態になる場合がある。個々の児童生徒に適切な役割を用意し、それが遂行できるような支援が必要である。

7 教育的対応の基本

- (1) 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- (2) 児童生徒の実態等に即した規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (3) 社会生活能力の育成を教育の中心的な目標とし、身近生活、社会生活に必要な知識・技能及び態度が身に付くよう指導する。
- (4) 職業生活を重視し、将来の生活に必要な基礎的な知識や技能が育つようにする。
- (5) 生活に結び付いた实际的で具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- (6) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるように指導する。
- (7) 教材・教具等を児童生徒の興味・関心を引くものにし、目的が達成しやすいように段階的な指導を工夫するなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (8) できる限り成功経験を味わわせるとともに、自発的・自主的活動を大切にし、主体的活動を促進する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団の中で役割をもって、それを遂行できるよう支援するとともに発達の不均衡な面や障害への個別的対応を徹底する。

8 実際の学習指導に当たって

知的障害教育においては、前述の6の学習上の特性等を踏まえるとともに、個々の児童生徒の障害の状態及び能力・適性等をきめ細かくとらえておくことが大切である。その上で、次の(1)～(4)に留意しながら、学習指導に当たっていく必要がある。

(1) 目標について

- ① 具体的で達成しやすいもの
- ② 見通しがもてるもの（何をするかが分かるもの）
- ③ 学習への参加意識がもてるもの

(2) 教材・教具について

- ① 興味・関心を引くもの、具体的で分かりやすいもの、生活経験に結び付くもの
- ② 適度な負荷をもち、現在の能力で解決が可能なもの
- ③ 具体的な評価ができるもの

(3) 教師について

- ① 児童生徒一人一人のよさをとらえ、認め励ます。
- ② 教師の言葉はできるだけ少なく簡潔にする。待つ姿勢をもつ。
- ③ 指導者ではなく、支援者の立場に心掛ける。

(4) 子供生徒同士について

- ① 他の児童生徒の様子を見られる態勢づくりを
- ② 分業的な活動、共同的な活動の場を
- ③ 互いのよさを認め励まし合う児童生徒を

小学部 生活科（1組）学習指導案

令和 年 月 日（ ）

授業時間 第 校時（：～：）

授業場所

授業者 （MT）

（ST）

1 単元名 「ゴムであそぼう！」（シ ものの仕組みと働き）

2 単元の目標

- ・ゴムの力によって物が動く様子に関心を持つ。（知識及び技能）
- ・ゴムの力で物を動かすことができることに気付く、その様子を教師と一緒に友達に伝える。（思考力、判断力、表現力等）
- ・教師と一緒に自分なりの方法で、ゴムの力について友達に伝えようとする。（学びに向かう力、人間性等）

3 指導の構想

(1) 児童と単元

① 児童の実態

小学部1組は、1年生女子1名、男子2名、2年生女子2名、男子1名、計6名が在籍している。体育でゴム跳びやゴムボールを扱い、ゴムに触れ、その力を体感したことはあるが、ゴムと認識していたわけではなく、ゴムそのものやゴムの力について気付いている児童は少ない。その他、衣類や髪の毛を留めるゴムなど、生活をしていく中で自然とゴムの力に触れる経験はしているが、その力に着目する機会はほとんどなく、その仕組みや働きについて知らないことが多い。

② 単元設定の理由

本単元は、指導内容「シ ものの仕組みと働き」の中からゴムの力の働きを取り扱う。

児童にとってゴムは、伸び縮みするという視覚的にも感覚的にも分かりやすい性質を持っており、実際に手を使って体験しながら学ぶことができる。また、比較的簡単に成功体験を得ることができ、達成感につながりやすい。ゴムの力について遊びを通じて学ぶことで、ものの仕組みや働きについて関心を持つきっかけになると考える。

加えて、学年が上がったときに、日常生活の中にあるものの仕組みや働きについて、試したり工夫したりして応用して使うことができるようになるための前段階として、「楽しいな」「不思議だな」と関心を持てる機会にもしたい。

単元を通して、ゴムそのものに触れたり、ゴムの力を利用した簡単なおもちゃを作って遊んだりする活動の中で、楽しさや驚きを友達や教師に自分なりの方法で伝えながら時間いっぱい取り組む姿を目指す。

(2) 指導の構え

① 活動構成の工夫

- ・ゴムの力について体感することができるように、1次では、ゴム以外の素材や複数の種類のゴムを用意し、触れたり、比べたりすることができる時間を設定する。
- ・ゴムの力で物が動くことに関心を持つことができるように、おもちゃで遊ぶ活動を主活動として位置付ける。
- ・ゴムの力で動くおもちゃに関心を持つことができるように、2次では、1単位時間の構成を「教師の作ったおもちゃで魅力を知る→おもちゃを自分で作って試す→作ったおもちゃで遊ぶ」として展開する。

② 環境構成の工夫

- ・安全に、かつゴムで遊ぶ楽しさを共有しながら味わうことができるように、友達や教師が遊

ぶ様子が見えつつ、安全に遊ぶことのできる広さを確保する。

- ・ゴムの力を何度も確かめたり試したりすることができるように、様々な種類のゴムやゴムを使ったおもちゃで遊べるコーナーを設ける。

③ 教師の働き掛けの工夫

- ・ゴムの力を利用したおもちゃの遊び方が分かるように、最初にモデルを示したり、一緒に活動したりする。
- ・気付いたことを友達や教師に伝えることができるように、「ビヨーン」「ピーン」などの擬態語を使いながら手本を示したり、一緒に遊んだりする。また、授業の終末に「紹介タイム」を設け、楽しかった遊びを一緒に再現する。

4 指導計画（全7時間）

第1次「ゴムパワーを知ろう」2時間

- ・様々なゴムとゴムではない物との違いを比べて、ゴムが伸び縮みするものであることを体感する。
- ・太さや長さの違い輪ゴムに触れてゴムの力を体感し、「ビヨーン」「ピーン」などの擬態語で様子を表現する。

第2次「ゴムパワーで遊ぼう！」5時間（本時 6／7）

- ・輪ゴムの力を利用して遊ぶ簡単なおもちゃ（ゴムヨーヨー、パッチンカエル、紙コップロケット）を作り、おもちゃを使って遊ぶ。
- ・ゴムの力について、擬態語などを使って表現しながら、おもちゃの遊び方を紹介する。

5 本時の計画

(1) ねらい

- ・ゴムの反動を利用した紙コップロケットが跳ぶ様子に関心をもち、紙コップロケットで遊ぶ。
(知識及び技能)
- ・紙コップロケットの遊び方を教師と一緒に友達に紹介する。(思考力, 判断力, 表現力等)
- ・紙コップロケットの遊びに進んで取り組み、自分から伝えようとする。
(学びに向かう力, 人間性等)

(2) 展開の構想

児童はこれまでの学習で、輪ゴムや平ゴムに触れる中で、ゴムが伸び縮みする様子を見たり、手の感触で感じたりしてきた。また、ゴムのヨーヨーやパッチンカエルなどのおもちゃを作って遊ぶ活動では、教師のモデルを見たり自分で試したりする中で遊び方が分かったと、繰り返し遊ぶ様子が見られた。

本時は、紙コップロケットを制作して遊ぶ活動を行う。紙コップロケットは、手の平全体でゴムの力を感じることができ、ゴムの力でコップが跳び上がる動きが児童にとって分かりやすい。ゴムや紙コップの種類や色を選んで自分の紙コップロケットを作って遊ぶほか、教師が準備した様々な紙コップロケットも試したり工夫したりしながら、時間いっぱい取り組む姿を目指す。

(3) 個人目標

名 前	実 態	目 標	主 な 支 援
○・○ 2年生 (1段階)	・輪ゴムに自分から触れ、伸び縮みする感触を楽しんでいる。 ・ゴムの力で物が動く様子への興味は薄い。	・教師と一緒に手の平で何度も押したり、教師と一緒に跳ばしたりして紙コップの動きに注目する。	・感触を十分楽しめるように、紙コップを手の平で何度も押して楽しむ。 ・ゴムの様子が見えやすいように、透明紙コップを使った教材を使って一緒に遊ぶ。

○・○ 2年生 (2段階)	・ゴムの伸び縮みの様子を教師の言葉をまねて「ビヨーン」と表現しながら進んで活動している。	・紙コップを手の平で押して手を放すことで跳び上がることが分かり、紙コップロケットで繰り返し遊ぶ。	・十分押し込むことで跳び上がることに気付くことができるように、擬態語を使いながら一緒に遊ぶ。
---------------------	--	--	--

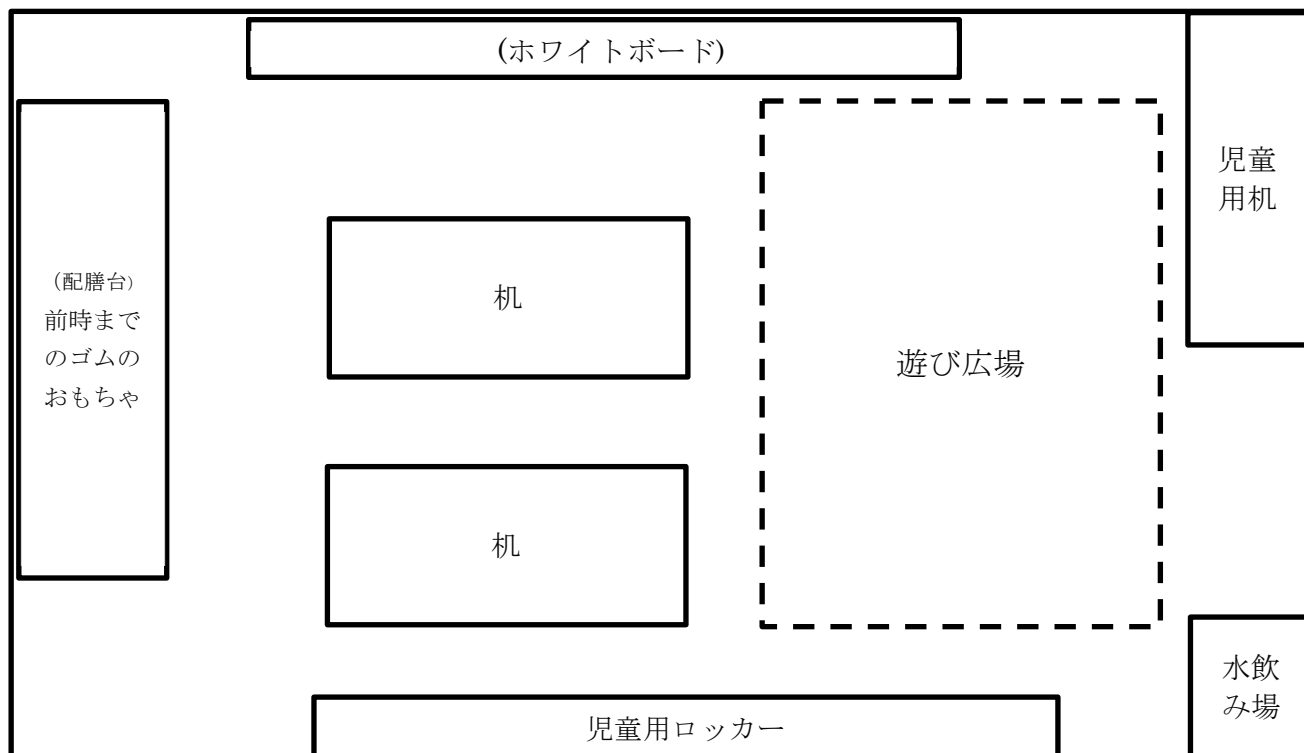
(4) 展 開

学 習 活 動 (時間)	支 援 と そ の 意 図	指導上の留意点
1 始まりの挨拶と本時の流れの確認を行う。	・本時の活動に見通しを持てるよう、活動内容を視覚的に示す。	
2 紙コップロケットの紹介をし、材料を選んで作る。 (20分)	・ゴムの力を使った」遊び方が分かるように、「ギューッ」「ビヨーン」などの擬態語を使いながら遊び方のモデルを示す。 ・紙コップロケットに関心をもつことができるように、触って試し遊びができる時間を作る。	・様々な種類の紙コップやゴムを準備し、児童が選べるようにする。
3 紙コップロケットを使ったおもちゃで遊ぶ。 (遊びタイム) ・ロケットがゴムで上下に揺れる動きを楽しむ。 ・ロケットを一斉に跳ばす。 ・壁を使って横方向に跳ばす。 (途中で以下の教材を出す) ・大きい紙コップロケット (15分)	・ゴムの力を意識することができるように、「ビヨーン」「バシン」の言葉を使いゴムが伸びている様子を言語化しながら一緒に遊ぶ。 ・ゴムの力で紙コップが動くことを何度も繰り返し体感できるように、複数の遊び方を示したり途中で児童の興味を引く大きな紙コップロケットを登場させたりする。 ・ゴムの力で紙コップが動いたり跳んだりする楽しさを感じることができるように、「ゴムがビヨーンしたね」などと価値付けたり、「ビヨーンして楽しいね」などと気持ちを言語化したりする。 ・今までの学習とのつながりをもち、ゴムのおもちゃに関心を持ち続けられるように、紙コップロケットだけではなく1次から使っていたおもちゃも使って遊べる環境にする。	・机を端に寄せて場所を確保する。 ・どこで何の遊びができるのかを紹介してから遊びタイムをスタートする。
4 片付け・紹介タイム 5 次時の学習の予定・終わりの挨拶 (10分)	・楽しかったことや気付きを友達に伝えることができるように、教師と一緒に遊びを再現しながら紹介する。	・朝の会の椅子の目印に座って集まる。

(5) 評価の観点

- ・手で紙コップを押して紙コップが上下に揺れる様子を見たり、手で押し込んでロケットを跳ばしたりしたか。(知・技)
- ・紙コップロケットで楽しかったことを教師と一緒に再現したり、気付いたことを自分なりに表現したりしていたか。(思・判・表)
- ・紙コップロケットに自分から触れて遊ぼうとしたり、教師や友達に自分なりの表現で伝えようとしたか。(主体的態度)

環境構成図（遊びタイム時）



中学部 社会生活（Aグループ）学習指導案

令和 年 月 日（ ）
授業時間 第 校時（：～：）
授業場所
授業者 （MT）
（ST）

1 題材名 「片付けマスターになろう！」

2 題材の目標

- ・本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓の仕方について知り，実践する。
（知識及び技能）
- ・本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓をするためのポイントを意識して取り組む。
（思考力，判断力，表現力等）
- ・よりよい生活の実現に向けて，本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓に進んで取り組もうとする。
（学びに向かう力，人間性等）

3 指導の構想

(1) 生徒と題材

① 生徒の実態

当グループは1年生3人，2年生2人，3年生4人の計9人の生徒で構成している。これまでの社会生活の学習では，身近な公共施設や電車の利用などの活動に手順を確認しながら体験的に取り組んできた。横断歩道や飲食店，電車など本物に近い模擬的な環境の中で段階的に活動に取り組んだり，成功体験を積み重ねて楽しさを味わったりすることで，進んで活動に取り組む姿が多く見られた。一方で，題材の序盤等では，初めてのことに對して，不安や抵抗を示すこともあり，個別に取組方の手順やポイントを確認したり，教師と一緒に取り組んだりするなどの支援を必要とする場面も見られた。

本題材に関わる生徒の実態として，学校や家庭での生活の中で，食事の際に使用した食器の片付けに毎日取り組んでいるものの，何となく取り組んでいて，理解が曖昧なまま取り組んでいることが多い。また，学習や遊びで使用した道具の片付けの場面では，元にあった場所に戻す様子は見られるが，整頓については経験が少なく，関心も薄い様子が見られる。

② 題材設定の理由

本題材では，特別支援学校中学部「職業・家庭（1段階）」の「家庭分野 B衣食住の生活 エ快適な住まい方」，特別支援学校小学部「算数（2段階）」の「A数と計算」「C測定」の内容を取り扱い，日頃使用する食器について，その数や大きさ，長さなどに着目して整頓する方法を学ぶ。題材を通して，体験的な活動を中心に行い，片付けや整頓の基本的な取組方を身に付け，生活を快適にすることの良さに気付くことを目的とする。

日常で使用する本や文房具，食器などの身の回りの物の片付けや整頓をすることは，より快適に暮らすために必要なことであり，生徒にとって自立に向けた大切な活動であると考え。Aグループの生徒は本物に近い環境を設定することで，学習内容をイメージしやすく，意欲的に活動に取り組むことができる。本題材でも，家の一室や食器棚を再現し，部屋や食器棚の物が乱雑に置かれて汚れている状態を設定するなど，本物に近い環境を設定して学習を行っていく。また，物が乱雑に置かれ，汚れている状態から片付けや整頓を行うことで，部屋や食器棚が綺麗になったことを視覚的にも体感的にも分かりやすく，生徒自身が取組の成果を実感しやすいと考える。

以上のような理由から，本題材を設定した。

本題材において，本や食器などの身の回りの物の片付けや整頓に取り組み，基本的な技能を身に付けるとともに，学校や家庭など日常生活でも実践してみようとする姿を期待する。

(2) 指導の構え

① 活動構成の工夫

- ・一単位時間の活動に見通しやイメージをもって取り組むことができるように、「めあてやポイントを確認する→実践する→振り返る」といった活動の流れを固定する。
- ・取組の成果を視覚的に確認し、片付けや整頓のポイントを振り返ることができるように、取組前後の部屋や食器棚の状態を写真に撮って比べる場面を設定する。

② 環境構成の工夫

- ・「綺麗にするぞ」という思いをもって取り組んだり、取組の成果を確認したりすることができるように、事前に使用する部屋や食器棚の物を乱雑に置き、汚れている状態を設定する。

③ 教師の働き掛けの工夫

- ・活動の取組方やポイントが分かりやすいように、「さがす」「かさねる」など取組方を短い言葉でキーワード化し、動作も交えて言葉掛けしたり、片付けや整頓の良い例や悪い例を提示して問い掛けたりする。

4 指導計画（全 14 時間）

序盤「目指せピカピカ！部屋を片付けよう！」 6 時間

- ・部屋の片付けや整頓の仕方について知る。
- ・部屋に置かれた本や文房具などを種類別に片付ける。

中盤「できるかな？食器を整頓！」 6 時間

- ・食器の片付けや整頓の仕方について知る。
- ・箸やスプーン、皿、コップなどの食器を種類別に片付ける。
- ・箸やスプーン、皿などの食器を大きさや種類別に整頓する。（本時 11/14）

終盤「きれいっていいね！～片付け、整頓コンテスト～」 2 時間

- ・今まで取り組んできた「部屋の片付け」「食器の片付け、整頓」について、手順やポイントを意識して取り組めているかをコンテストという形で行うことで振り返る。

5 本時の計画

(1) ねらい

- ・種類ごとに食器を整頓する手順やポイントを知り、大きさや向きを揃えて片付ける。
(知識及び技能)
- ・「食器がきれいに重なっているか」「大きさや向きがそろっているか」などの食器の整頓のポイントを確認しながら取り組む。
(思考力, 判断力, 表現力等)
- ・食器を引き出しに整頓する活動に進んで取り組もうとする。
(学びに向かう力, 人間性等)

(2) 展開の構想

これまで、序盤では部屋の片付けについて取り扱い、生徒たちは、「手に持つ→同じものを探す→元に戻す」という手順を確認しながら部屋の片付けに取り組んできた。片付け前後の部屋の様子を比較することで、「部屋をきれいに片付けられた！」と喜ぶ姿が見られるようになってきた。中盤では食器の片付けと整頓に取り組み、部屋の片付けと同じ手順で食器を片付ける姿が見られている。また、同じ大きさでそろえたり重ねたりして整頓する様子が見られるようになってきた。

本時では、食器棚に新たに引き出しを増やし、引き出しの中に向きと種類をそろえて整頓する活動に取り組む。これまでの手順に加え、「引き出しの中をよく見る」「同じ大きさや種類で重ねる」「向きをそろえる」などのポイントが増えるため、教師がポイントごとに動きのモデルを示すなどの支援を行う。生徒がポイントを意識しながら引き出しを使って、種類ごとに食器を整頓する姿を期待する。

(3) 個人目標

名 前	実 態	目 標	主 な 支 援
○・○ ○年生	・教師の掛け声に合わせて、食器を重ねられるが、「大きさや向きをそろえる」などの整頓のポイントに意識が向きにくい。	・整頓のポイントを意識して、自分で食器棚の引き出しの中をよく見て食器を元に戻す。	・自分で引き出しをよく見ることができるよう、ポイントを確認しながらモデルを示したり、できた際に具体的に称賛したりする。
○・○ ○年生	・片付けや整頓の手順を理解し、食器棚をきれいにしようと意欲的に取り組む姿が見られるものの、大きさの違いに着目することが難しい様子が見られる。	・食器の片付けのポイントを意識しながら、食器の大きさや向きを正しくそろえる。	・食器の大きさや向きを正しくそろえることができるように、引き出しに入っている食器と手に持っている食器とを一緒に比べながら確認する場面を設定する。

(4) 展 開

学 習 活 動 (時間)	支 援 と そ の 意 図	指導上の留意点
1 前時までの振り返りと本時の流れの確認を行う。 (10 分)	・前時での整頓の活動内容について振り返ることができるように、実際向きをそろえたスプーンを提示する。 ・食器の整頓に取り組もうという思いを持つことができるように、教師が種類ごとに分けられたスプーンを必要としている状況を設定する。 ・「引き出しの中をよく見る」「同じ大きさや種類で重ねる」「向きをそろえる」などの片付けや整頓のポイントを確認できるように、動きのモデルを示す。 ・引き出しに意識が向くように、生徒が興味を示しそうなマークを付ける。	・ポイントホワイトボードに掲示する。
2 食器の片付け、整頓をする。 (30 分)	・新しい整頓のポイントである、「大きさごとに分ける」を確認できるように、一人ずつ引き出しの中をよく見て、食器を大きさごとに分ける活動を設定する。 ・ポイントを意識しながら食器を整頓することができるように、短いキーワードでポイントを示す。	・生徒の実態に応じて、STが手を添えて一緒に取り組む。
3 本時の取組を振り返る。 (5 分)	・取組の成果が分かるように、活動中の様子を撮影した動画を提示し、良い	

	取組方について具体的に称賛する。	
--	------------------	--

(5) 評価の観点

- ・引き出しを使った整頓の手順に沿って，大きさや向きをそろえて整頓することができたか。
(知・技)
- ・取組方のポイントを口にしたたり，掲示物を見て確認したりしながら整頓を行ったか。
(思・判・表)
- ・食器を使いやすくするために，他の生徒の取組を見たり，整頓のポイントを確認したりしながら進んで整頓しようとしていたか。
(主体的態度)

高等部 社会生活 (A グループ) 学習指導案

令和 年 月 日 ()
授業時間 第 校時 (: ~ :)

授業場所
授業者 (MT)
(ST)

1 題材名 「自分たちが生活する地域の自然との関わり方を学ぼう」

2 題材の目標

- ・自分たちの県の地理的環境の特色や自然災害から安全を守るための方法を理解し、地域の人々との協力が大切であることに気付く。(知識及び技能)
- ・自分たちが住んでいる地域の過去に発生した自然災害に着目し、危険から身を守るための方法や家族と地域の人々との連携について話し合い、考えたことを発表する。(思考力・判断力・表現力等)
- ・過去に発生した自然災害や危険から身を守るための方法について今後想定される災害を自分の生活に活かそうとする。(学びに向かう力、人間性等)

3 指導の構想

(1) 生徒と題材

① 生徒の実態

社会生活ライフ A グループには、1 年生 1 人、2 年生 5 人、3 年生 4 人の計 10 人が所属している。卒業後は、「自分の給料で生活したい」「一人暮らしをしたい」等、自立した暮らしを送りたいという願いをもっている生徒で構成されたグループである。

これまで、卒業後の自立した暮らしに具体的なイメージがもてるように、自分の普段の家庭生活から家事、服装、身だしなみ等に関わる学習に取り組んできた。自然災害や地域の安全については、「地震が起きたら、姿勢を低くして頭を守る」「津波警報の時は、高いところへ移動する」など一般的に知られている避難方法は知っているが、自分の生活の中にどのような災害の危険があるのかやどのように備えておくかといった自分ごととして自然災害への備えや対応を考える機会が少なく、家庭内でどのように連携するのかについても共有が十分ではない様子が見られる。

② 題材設定の理由

自立した暮らしを実現するためには、興味関心の高い調理などの活動だけでなく、家庭生活や地域生活に関わる様々な事柄について主体的に学んでいくことが大切である。現在の自分の生活と学びを結びつけることためには、実際の体験を通して、今自分が何をできるようになればいいのか具体的に考えたり、実際に家庭や地域で実践したりする機会を作ることが必要であると考えている。本題材では、特別支援学校中学部「社会」の「ウ地域の安全」、特別支援学校高等部「家庭」の「A 家庭・家庭生活 イ家庭生活での役割と地域との関わり」の内容を取り扱い、自分たちが生活する地域の自然との関わり、家庭や地域の人々とのよりよい関わりについて学ぶ。その中で災害のメカニズムや地域の危険性、その対応策に関する知識を習得するために「地震」、「津波」、「洪水」、「雪害」、「原子力」を取り上げる。生徒の現在の生活の中では、学校での「避難訓練」の中の「地震の際の避難」などを通して、災害のメカニズムや避難方法について具体的に学んでいる。しかし、児童・生徒が学校にいる時間帯は1年間のうちの約2割ほどにすぎず、その他の時間は自宅などの学校外にいることになる。「いつ」「どこで」「どのような災害に遭遇するか分からない」ので実際に災害が起こった場合は自分で対処方法を考え、実践できるようになることを目指す。また、学習に取り組む中で「自分の命は自分で守る」や「災害に備えて今からできることをしよう」という意識を高めることができるように、仲間や教師と相談したり、助言し合ったりしながら、主体的に考えようとする生徒の姿を引き出したい。

(2) 指導の構え

① 活動構成の工夫

- ・自分たちが住んでいる県や市町村と実際に起きた災害について関心をもてるように、災害の映像や資料を通して具体的に説明する。
- ・自分の地域で想定される災害での避難方法や避難生活について見通しをもつことができるように、活動の中で模擬避難所を設置して実際に体験できるような場面を設定する。
- ・自分の地域で想定される災害での避難方法や避難生活についてより理解を深めることができるように、週末の課題として各家庭の避難方法や避難場所の確認をする活動を設定する。

② 環境構成の工夫

- ・話し合い活動で自分の住んでいる地域について考えを深めることができるように、同じ市区町村や近隣地域の生徒でペアにする。
- ・避難生活の体験活動を通して避難生活の困りごとや必要な物品について考えることができるように、支援が多い避難所と支援が少ない避難所などいくつかの模擬避難所を設定する。

③ 教師の働き掛けの工夫

- ・望ましい避難の仕方や地域での協力の仕方など防災で大事なことに自分で気付くことができるよう、前向きな姿勢や自分の考えを発表した場面を具体的に称賛する。
- ・話し合いの場面で生徒が考えを多く出すことができるように、教師も会話に入って話題を広げたり、様々な生徒に話を振ったりする。

4 指導計画（全8時間）

序盤「自分たちが生活する地域の自然とのかかわり方について考えよう」 1時間

- ・自分たちが生活する地域の自然と起こりうる災害について考える。

中盤「自分たちが生活する地域の災害について考えよう」 6時間

- ・自分たちが生活する地域での地震について考える。
- ・自分たちが生活する地域での津波の起こり方について考える。
- ・自分たちが生活する地域での洪水について考える。
- ・自分たちが生活する地域での雪害について考える。
- ・避難・避難所について考える。（本時6／8）
- ・原子力での災害について考える。

終盤「自分たちが生活する地域の自然とのかかわり方について振り返ろう」 1時間

- ・自分たちが生活する地域の自然と起こりうる災害と避難方法について、振り返りまとめる。

5 本時の計画

(1) ねらい

- ・各種災害において避難及び避難所において必要となるものや避難生活で想定されることを知る。（知識及び技能）
- ・困りごとや必要な物品について考えたり、避難時に必要な物品や備蓄できるものを選んだりする。（思考力、判断力、表現力等）
- ・自分の住んでいる地域の過去の災害について学び、今後何かしらの災害が発生した際の避難及び避難所での生活について考えたり、物品を準備したりする活動に取り組もうとする。（学びに向かう力、人間性等）

(2) 展開の構想

前時までに地震・津波などの災害について学習し、避難方法について考えたり、自分の住んでいる地域について調べたりする活動に取り組んだ。生徒たちは災害に関わる情報を自ら探し出し、自分たちの身近な地域で、地震、津波、洪水が起きた時の被害情報を調べ、分かったことをまとめたり、発表したりと自然災害から命を守る方法について理解を深めてきた。

本時では、様々な災害での避難方法や必要物品の共通点や相違点について学習する。避難所での生活において困難な点について調べ、考えたことを発表する活動や避難所での生活について学習したことをもとに一人一人が避難に必要な物品を考え、防災（避難）リュックを作成する活動に取り組む。そうした活動を通して、災害を自分事として考えたり、今後の生活に生かそうとする

思いをもったりできるようにする。

(3) 個人目標

名 前	実 態	目 標	主 な 支 援
〇・〇 2年生	・災害についての学習に関心を持ち進んで取り組もうとしている。 ・どうやって調べたり考えをまとめたりしたらいいのか分からず、教師に確認することが多い。	・防災リュックを作成することが分かり、災害に応じた必要物品を考えたり、必要な理由を他者に伝えたりする。	・防災リュックに必要なものを考える際に自分の取組方の良さやより良い方法に気付くことができるように、導入で様々な取組方を提示したり、終末の振り返りで一緒に取組方が良かったか確認したりする。
〇・〇 2年生	・災害の種類や一般的な避難方法について知っている。 ・実際に自分が災害に直面した時にどのようにすればよいか、自分の考えに自信が持てない様子が見られる。	・防災リュックに必要なものを防災カードの中から選び、その理由を発表する。	・災害場面をイメージして防災リュックに必要なものを選ぶことができるように、移動や食事など具体的な場面を設定しながら、防災カードの種類を限定したり、似た種類の中から1つ選ばせたりする。

(4) 展 開

学 習 活 動 (時間)	支 援 と そ の 意 図	指導上の留意点
1 これまでの学習内容について確認する。 (5分)	・各種災害の特徴及びその避難方法について、思い出したり、理解を深めたりすることができるように、スライドを見ながら要点を一緒に確認したり、穴埋め式のプリントに記入させたりする。	・大事なポイントを簡潔に整理して示す。
2 避難所での生活について考え、意見交換を行う。(15分)	・避難所での生活経験の有無に関わらず困り感を想像できるように、模擬避難所を設置し、座ったり横になったりして実際に体験させる。	・教室の一角に模擬避難所を設置する。 ・意見を板書し、掲示しておく。
3 防災リュックに入れるものを選び、その理由を考える。(25分)	・災害時に自分や家族にとって必要なものを考えることができるように、「食べ物」「衣類」などジャンル分けした防災グッズのカードを用意したり、必要なものを選んだ理由をワークシートに記入させたりする。	・選んだカードをワークシートに貼り、理由も書くように説明する。
4 まとめをする。 (5分)	・友達の考えから新たな気付きを得たり大事なものを再確認したりすることができるように、防災リュックに入れるものについての発表と、発表を聞いた感想を伝える活動を設定する。	

(5) 評価の観点

- ・各種災害の特徴やそれぞれの避難方法、避難生活で想定されることをワークシートにまとめていたか。(知・技)
- ・避難の時や避難所で想定されることについて話し合ったり、防災リュックに自分が必要だと思うものを選び、その理由を発表したりしていたか。(思・判・表)
- ・避難生活での困りごとや必要なものを考えて意見を発表したり、防災リュックに入れるものを選んでワークシートに理由を記入したりしようとしていたか。(主体的態度)

10 資 料

新潟県内の特別支援学校

設 置	障 害 種	校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	設置学部	備 考
県 立	視 覚 ・ 聴 覚 ・ 知 的	新潟よつば学園	950-0862	新潟市東区竹尾2-2-1	025-250-0428	幼・小・中・高・専	寄宿舎有
	聴 覚 ・ 知 的	長岡聾学校	940-0093	長岡市水道町2-1-13	0258-32-1007	幼・小・中・高・専	寄宿舎有
		小出分教室	946-0035	魚沼市十日町1738-2	025-792-5462	幼	
		高田分校	943-0861	上越市大和6-4-37	025-523-3257	幼	
	知 的 障 害	江南高等特別支援学校	950-0116	新潟市江南区北山1510	025-381-0077	高	寄宿舎有
		川岸分校	951-8133	新潟市中央区川岸町2-4	025-230-5544	高	
		西蒲高等特別支援学校	953-0043	新潟市西蒲区堀山新田51-1	0256-72-2049	高	
		川西高等特別支援学校	948-0131	十日町市伊勢平台711-2	025-768-3325	高	
		吉川高等特別支援学校	949-3445	上越市吉川区原之町1447	025-539-3232	高	
		村上特別支援学校	958-0853	村上市山居町2-16-29	0254-53-0448	小・中・高	寄宿舎有
		新発田竹俣特別支援学校	957-0335	新発田市下楠川702	0254-31-1500	中・高	
		いじみの分校	957-0021	新発田市五十公野4651-1	0254-24-7328	小・中・高	
		駒林特別支援学校	959-2101	阿賀野市駒林5050	0250-67-4851	小・中・高	
		五泉特別支援学校	959-1846	五泉市尻上173	0250-43-4370	小・中	施設隣接
		村松分校	959-1704	五泉市村松甲5545	0250-47-3100	高	
		月ヶ岡特別支援学校	955-0803	三条市月岡4935	0256-32-5963	小・中・高	寄宿舎有
		見附分校	954-0051	見附市本所1-20-6	0258-86-7735	高	
		小出特別支援学校	946-0035	魚沼市十日町1738-2	025-792-5412	小・中・高	施設隣接
		はまなす特別支援学校	945-0011	柏崎市松波4-10-1	0257-24-7451	小・中・高	施設隣接
		高田特別支援学校	943-0892	上越市寺町1-15-44	025-524-6538	小・中・高	寄宿舎有
		白嶺分校	941-0063	糸魚川市清崎5-25	025-553-9160	高	
		佐渡特別支援学校	952-0114	佐渡市下新穂88	0259-22-2138	小・中・高	施設隣接
	肢 体 不 自 由	東新潟特別支援学校	950-8677	新潟市東区海老ヶ瀬994	025-274-3261	小・中・高	寄宿舎有
		はまぐみ特別支援学校	951-8121	新潟市中央区水道町1-5932	025-266-7265	小・中・高	療育センター
		上越特別支援学校	943-0861	上越市大和6-4-37	025-522-1441	小・中・高	寄宿舎有
	病 弱	吉田特別支援学校	959-0242	燕市吉田大保町32-24	0256-92-5369	小・中・高	病院隣接
		柏崎特別支援学校	945-0847	柏崎市赤坂町3-63	0257-24-7476	小・中・高	病院隣接
		のぎく分校	940-0015	長岡市寿2-4-1	0258-24-4171	小・中	病院隣接

設置	障害種	校 名	郵便番号	所在地	電話番号	設置学部	備 考
市 立	知的 障 害	新潟市立東特別支援学校	950-0806	新潟市東区海老ヶ瀬31	025-271-9117	小・中	
		新潟市立西特別支援学校	953-0043	新潟市西蒲区堀山新田88	0256-73-3311	小・中	
		見附市立見附特別支援学校	954-0034	見附市月見台1-10-74	0258-63-2210	小・中・高	施設隣接
		長岡市立総合支援学校	940-2138	長岡市日越1402	0258-47-3352	小・中・高	
		長岡市立高等総合支援学校	940-2138	長岡市大字日越1402	0258-47-3362	高	
		小千谷市立総合支援学校	949-8721	小千谷市大字塩殿甲21-44	0258-82-1878	小・中・高	
		十日町市立ふれあいの丘支援学校	948-0022	十日町市辰乙614-32	025-752-7471	小・中	
		南魚沼市立総合支援学校	949-6615	南魚沼市西泉田47-2	025-773-3770	小・中・高	
		妙高市立総合支援学校	944-0072	妙高市大字小丸山新田56-2	0256-72-1926	小・中・高	
		糸魚川市立ひすいの里総合学校	941-0062	糸魚川市中央1-2-1	025-553-1731	小・中	
		新潟大学附属特別支援学校	951-8535	新潟市中央区西大畑町5214	025-223-8383	小・中・高	
国							

